



# 生物多様性に配慮した 企業の原材料調達推進ガイド

2016.4 第1版



# 生物多様性に配慮した 企業の原材料調達推進ガイド

一般社団法人企業と生物多様性イニシアティブ  
原材料調達ワーキンググループ

第1版  
2016年4月

## 発行によせて

一般社団法人 企業と生物多様性イニシアティブ (JBIB) は、事業活動を通じて生物多様性への影響を削減し、またその保全を図ろうと真剣に考え、行動する先進的な企業の集まりです。2015年度は49社が参加していますが、このうち正会員の37社は、5つのワーキンググループに分かれて研究と実践を行っています。

事業活動を通じた生物多様性の保全を考えると、多くの企業がもっとも生物多様性に影響を与えているのがサプライチェーン、すなわち原材料を製造する過程です。だとすれば、生物多様性のことはサプライヤーに任せればいいのかというと、そうではありません。原材料が調達できなければ事業は行えませんし、最近では、企業がサプライチェーンも含めて責任を持つべきであるという考え方が一般的になってきています。つまり、調達している原材料の製造過程についても企業は配慮する必要があるのです。

こうした考えのもと、JBIBでは2012年から持続可能な原材料調達について検討するワーキンググループ (WG) が結成され、原材料調達においてどのようなリスクや課題があるのか、それはどのように解決できるのか、4年にわたり検討してきました。その成果を一冊にまとめたのが本書です。こうした視点からのガイドは、少なくとも日本国内ではこれまでほとんどありませんでした。これからこの課題に取り組もうとする、あるいは既に取り組んでいる企業にとっても大いに参考になるでしょう。

またこのガイドは、JBIBの会員企業が自社内で推進するという視点で研究した成果のまとめですので、理念的にとどまらず、実戦的になっており、その点も類似の学術的な研究などとは大きく異なっています。

具体的に言えば、原材料調達における生物多様性の影響は、生物多様性や生態系へのリスクであると同時に自社の事業リスクであると考えていること、したがって、調達・購買部門も含めた社内の関係部署や経営も含めた取組みにしようとしていること、そのために社内での合意形成や体制構築などについても考慮していること、さらには自社のみならずサプライヤーをも巻き込もうとしていることなどが、このガイドをととてもユニークで、そして大変実用的なものにしています。

もちろんこれ一冊でこの分野に関わるすべての情報が網羅されているわけではありませんし、またこの分野は現在世界的に研究や実践が進行中であるため、今後さらに深化・改訂する必要もでてくるでしょう。しかし、基本的な考え方や取組み方の入門的なガイドとして、多くの企業人の役に立つはずですよ。

原材料調達WGの活動に関わったすべてのメンバーの方々の努力と貢献に敬意を表すると同時に、その4年間の成果が広く社会の役に立つことを期待しています。



一般社団法人 企業と生物多様性イニシアティブ  
理事・事務局長 足立直樹

A handwritten signature in black ink, reading '足立直樹' (Naoki Tsukagawa).

# 目次

はじめに	1
第1章 原材料調達における事業リスク	6
1.1 操業リスク	6
1.2 規制リスク	7
1.3 評判リスク	8
1.4 市場リスク	9
1.5 財務リスク	9
第2章 社内推進	10
2.1 方針と推進体制	10
2.2 調達原材料のスクリーニング	11
2.3 認識の共有	15
2.4 詳細な現状確認とリスク評価	16
2.5 個別原材料の取組み計画の策定	18
2.6 ステークホルダーの参画と情報開示	22
第3章 サプライチェーン	23
3.1 デュー・デリジェンス	23
3.2 デュー・デリジェンスのポイント	24
付属資料	
別表1 社内推進のための取組み確認項目一覧	27
別表2 原材料のリスク評価項目一覧	29
別表3 原材料のリスク評価項目と事業リスクの関係図	33
別表4 生物多様性に関連する各種基準一覧	34
別表5 原材料調達における調査・確認項目一覧	35

# はじめに

## (1) JBIB原材料調達ワーキンググループの発足経緯

近年、企業における原材料の責任ある調達がますます求められてきています。それを背景として、JBIB原材料調達ワーキンググループ（WG）は、参画各社の責任ある原材料調達の取組みの強化を目的として、メーカー・流通・小売・印刷・保険などの各種業種から14企業が参加し、2012年度から活動を開始しました。

持続可能な原材料調達、生物多様性に配慮した原材料調達の取組みは、各企業の事業の中で、いろいろな課題を持ちながらも確実に進んできていると考えています。しかしながら、企業が調達している各原材料の種類は多く、またその中の課題もいろいろと有ると認識しています。

このたび、本ワーキンググループでこの4年間で討議してきたものを取りまとめました。企業における持続可能な原材料調達、生物多様性に配慮した原材料調達の参考になればと考えています。

## (2) ワーキング活動の内容

### 【2012年度の活動内容】

◇定例WG活動：12回

◇有識者との意見交換

テーマ：企業の原材料調達の状況と課題

・地球・人間環境フォーラム様による講演（2012年11月7日）

テーマ：企業が抱える原材料調達の課題と保全すべき現場で起きている課題

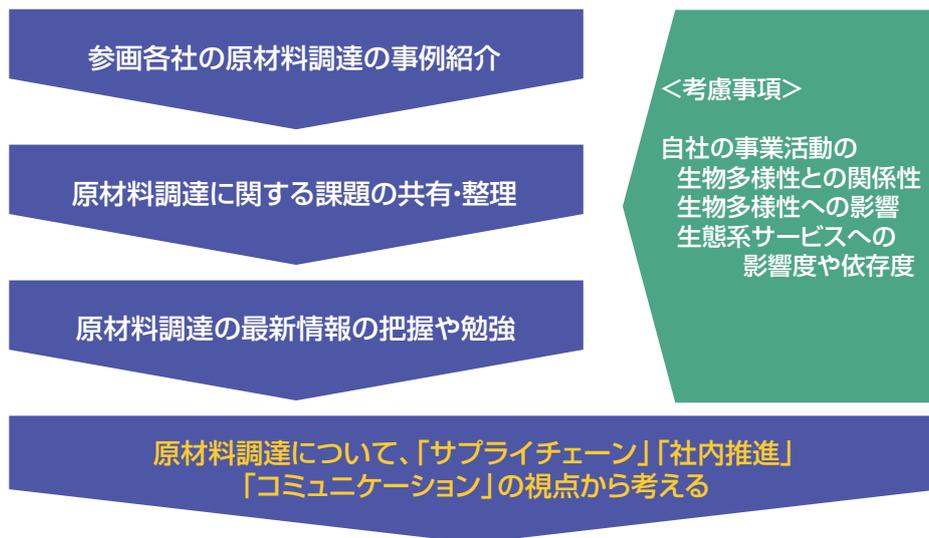
・株式会社 E&T コンサベーション様による講演（2013年3月13日）

活動の初年度である2012年度は、各社の原材料調達の取組み事例の報告や、活動目標の整理、NGOとの意見交換等の活動を行い、原材料調達に関する視点の整理や討議を実施しました。

具体的には「社内推進」「サプライチェーン（管理）」「（社外ステークホルダーとの）コミュニケーション」の3つの視点から、課題やポイントについての討議を実施し、代表的な原材料をサンプルとして各確認項目の整理を実施しました。

また、環境NGOやコンサルティングの方を外部講師にお迎えし、以下のテーマの講義と意見交換を実施しました。

- ① 企業の原材料調達の状況と課題
- ② 企業が抱える原材料調達の課題と保全すべき現場で起きている課題



【図表0-1 2012年度におけるワーキンググループでの討議・協議内容】

**【2013年度の活動内容】**

- ◇定例WG活動：12回
- ◇有識者との意見交換
  - テーマ：生物多様性に配慮した企業の原材料調達推進ガイド（案）への意見ヒアリング
  - ・環境NGOとの意見交換（2013年12月17日）
  - ・JBIB 足立事務局長との意見交換（2014年4月22日）

2013年度は、「社内推進」「サプライチェーン」のそれぞれを2つの分科会を作り、討議を進めてきました。「社内推進」については、生物多様性に配慮した原材料調達の取組みを推進するにあたって、主管部門と関係部門との合意形成及び連携、優先的に取り組む対象とする原材料を絞り込むためのリスク評価手法についての考え方や方法を議論しました。

「サプライチェーン」については、自社のサプライチェーンに対して、どのような内容をどのような方法で確認していくのかについて、利用可能なツールや考え方を取りまとめました。

**【2014年度の活動内容】**

- ◇定例WG活動：12回
  - JBIB正会員企業とのヒアリング（9社）
- ◇有識者との意見交換
  - テーマ：生物多様性に配慮した企業の原材料調達推進ガイド（案）への意見ヒアリング
  - ・株式会社 Control Union Japan 代表取締役 山口真奈美 様（2015年1月14日）
  - ・株式会社日経BP 生物多様性ディレクター 藤田香 様（2015年1月14日）
- ◇エコプロダクツ2014 JBIBシンポジウム開催（2014年12月11日）
  - テーマ：持続可能な原材料調達のために企業がすべきこと、先進企業がしていること

2014年度は「生物多様性に配慮した企業の原材料調達推進ガイド（案）」として、「サプライチェーン」「社内推進」について、原材料調達管理の進め方をまとめJBIB内で公開しました。

JBIBメンバー（9社）及び、外部専門家（2名）から、ガイドに対する意見を聞き取り、改訂版作成に向けた検討を行いました。

「持続可能な原材料調達のために企業がすべきこと、先進企業がしていること」をテーマにエコプロダクツ2014 JBIBシンポジウムを開催し、ガイドに関する紹介を行いました。

#### 【2015年度の活動内容】

◇定例WG活動：12回

◇有識者との意見交換

テーマ：生物多様性に配慮した企業の原材料調達推進ガイド（案）への意見ヒアリング

・グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン サプライチェーン分科会

（2015年9月8日、9月16日、10月13日）

◇現地視察

・三菱製紙株式会社 エコシステムアカデミー（2015年10月9日）

2015年度は、サプライチェーンのCSR調達を検討しているグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン サプライチェーン分科会と交流し、ガイドについて意見をうかがいました。また、三菱製紙株式会社の所有するFSC認証林（福島県）を見学し、森林と生物多様性の関係や森林管理の重要性について学びました。

### （3）本ガイドの構成

本ガイドは企業のCSR・環境担当者を主な読者対象として想定しており、原材料調達における生物多様性配慮の検討を始めた企業を主眼に置いています。

本ガイドは以下の3つの章から構成されています。

#### ① 第1章「原材料調達における事業リスク」

本ガイドは全編を通じて、原材料調達における生物多様性配慮について、単に社会的責任や企業倫理上の問題のみに帰結させるのではなく、自社の操業、評判、市場などの事業リスクの観点からとらえることを推奨しています。そのため、第1章では前提知識として、事業リスクの内容について簡潔に整理しています。

#### ② 第2章「社内推進」

生物多様性に配慮した取組みを行うにあたって、社内での合意形成、体制構築、リスク評価及び優先的に取り組む原材料の絞り込みのプロセスなどについて解説しています。

**【第2章に関する付属資料】**

- ・別表1：社内推進のための取組み確認項目一覧  
第2章のプロセス全体を俯瞰し、取組みの進捗を確認するためのチェックシート
- ・別表2：原材料のリスク評価項目一覧  
原材料ごとにリスク評価を行う際に必要と思われる評価項目をまとめたチェックシート
- ・別表3：原材料のリスク評価項目と事業リスクの関係図  
別表2のリスク評価項目が、主にどの事業リスクと関係しているか整理した図
- ・別表4：生物多様性に関連する各種基準一覧  
原材料ごとに主な認証制度・基準をまとめた一覧表

**③ 第3章「サプライチェーン」**

第2章において優先的に取り組む原材料を選定した後に、当該原材料に関係する自社のサプライヤーに対して確認する内容や方法について整理しています。

**【第3章に関する付属資料】**

- ・別表5：原材料調達における調査・確認項目一覧  
原材料の種類によらず、一般的に生物多様性配慮としてサプライヤーに対して望まれる項目をまとめたチェックシート

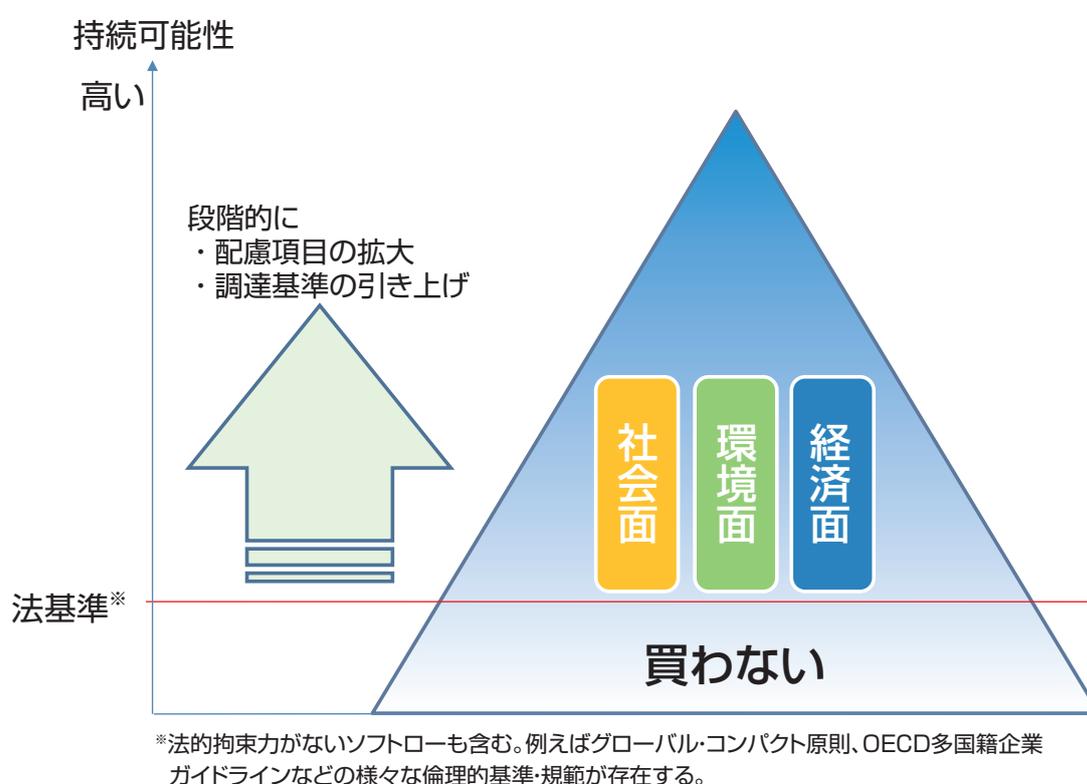
		第2章 社内推進	第3章 サプライチェーン
対象		社内関連各部	
活動目的		社内体制構築	リスク低減推進
		①社内推進体制の構築	②自社で調達している原材料のリスクを評価する
課題		取組みを推進するための社内合意・推進体制構築が困難	③サプライヤーへの要求・働きかけ・評価
本ガイドの内容	ツール	【別表1】社内推進のための取組み確認項目一覧	【別表2】原材料のリスク評価項目一覧
	内容	取組みを推進するに当たり、社内合意形成、体制構築のポイントを例示	【別表5】原材料調達における調査・確認項目一覧
各企業における活用イメージ		社内推進のポイントを参考に自社で活用する	上記項目から、自社に合った項目を選択し、評価基準を設定し、サプライヤーに求めていく（評価する）

**【図表0-2 第2章、第3章の内容及び関連ツール】**

#### (4) 本ガイドの活用にあたっての注意点

本ワーキンググループのメンバーには様々な業種の企業担当者が参加していることを踏まえ、本ガイドは汎用性を重視し、一部業種や原材料に特化しない内容としました。そのため、読者はガイドの本編や付属するツールを参考にしながら、自社の業種及び業態を踏まえて項目の追加や削除、深掘りなどのカスタマイズをする必要があります。また遺伝資源のような特殊な原材料については、本ガイドの対象外となっていることに留意してください。

本ガイドは、企業が自社の状況を把握し、PDCAを通じて徐々に取組み水準を引き上げていくことを前提にしています（図表0-3）。本ガイドで示している様々な確認項目は、その第一歩を踏み出す足がかりであって、取組みの網羅性や充足性を保証するものではないことに注意してください。



【図表0-3 原材料調達の生物多様性配慮基準のあるべき姿】

原材料調達における生物多様性への配慮は、単に社会的責任や企業倫理の問題にとらえるのではなく、自社の事業リスクとしてどのような影響を及ぼすか考慮することが重要である。

自社のサプライチェーンを俯瞰する場合、それが及ぼす物理的な環境影響（汚染、水使用、資源枯渇、生息地破壊など）の程度だけでなく、以下の様に事業リスクに発展し得るかを考慮する必要がある。

## 1.1 操業リスク

操業リスクとして、調達コストの上昇、品質低下、原材料供給の不安定化が考えられる。このようなリスクは通常の調達リスク管理の範囲であるが、ここでは、より中長期的な視点からリスクをとらえている。

人口増や経済発展によって資源需要が増加する中、現状では品種・生産方法の改良や生産面積の増加によって、それに見合った供給を確保している。しかし中長期的には供給に限界があることを、認識しなくてはならない。

鉱物資源は言うまでもなく、天然の生物資源（天然木、天然魚など）も過剰採取することで枯渇する。人が栽培・養育する生物資源（農作物、植林木、養殖魚など）についても、生産可能な条件にある地域は地球上で限られており、他の作物と競合する可能性もある。また非持続可能な生産方法を採用することにより、将来的にその地域の水枯渇や土壌劣化などを招き、生産量や質が著しく低下する可能性がある。

一方、このようなリスクの高い資源を見定めて、代替原材料を開発・生産・販売することにより、将来的な事業機会につながる可能性がある。

主な要因	リスク例	機会例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該原材料の需要量の増加               <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 人口増や経済発展、用途の多様化による急激な需要増加</li> </ul> </li> <li>・ 当該原材料の供給量の減少               <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 過剰採取による資源枯渇</li> <li>－ 生産者の価格選好による他の作物への転換</li> <li>－ 気候変動、水・土壌環境の劣化による生産地の生産力の低下</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達コストの上昇</li> <li>・ 原材料の品質低下</li> <li>・ 原材料供給の不安定化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代替原材料の開発、生産、販売による市場機会の創出</li> </ul>

【図表1-1 操業リスク】

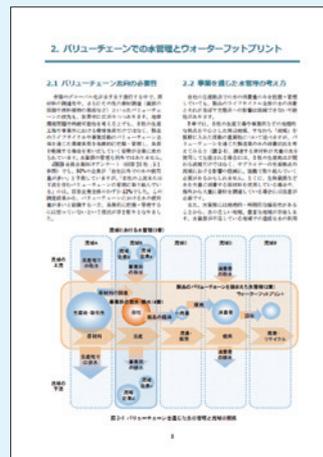
コラム1

淡水リスクによる原材料調達への影響

生物資源、鉱物資源ともに、その生産には概して大量の淡水が必要となることが多い。IPCC第5次報告書（2014年）では気候変動によって水不足、干ばつ、洪水などの淡水リスクが高まることが指摘されている。また人口増加、産業（農業、畜産を含む）拡大などの影響も大きい。

今後、著しい水不足となる河川流域がさらに増加すると予測されている。そのため、主にグローバル先進企業を中心に、サプライチェーンの各工程における淡水の使用量を算出し、特に淡水への依存が大きい原材料については、生産地の現在及び将来の淡水リスクを評価し、必要に応じて調達先の切替えや分散、代替資源への切替えなどの対策を検討する事例が増えている。

JBIBでは「生物多様性に配慮した企業の水管理ガイド 第1版」（2013年）を発行し、その中でバリューチェーンでの水管理についても解説している。



コラム2

気候変動リスクによる原材料調達への影響

IPCC第5次報告書（2014年）は、気候変動による気温上昇や干ばつのストレスに関連する農作物生産性の低下、病虫害の増加、食料システムインフラへの洪水の影響などにより、地域による差異はあるものの、食料安全保障が脅かされる可能性が高いと指摘している。また漁業についても、気候変動によって海洋生物種の世界規模の分布の変化や、影響されやすい海域における生物多様性の低減が、漁業生産性やその他の生態系サービスの持続的供給にとって課題となる可能性が高いとしている。

そのため、企業の原材料調達においても、気候変動が原材料の入手可能性、品質、価格の安定などに影響することが懸念される。先進的な取組みとして、アパレル企業が自社の主要な原材料について、気候変動の影響を強く受ける原材料及び生産地域を分析し、リスクの緩和及び適応策を検討した事例などがある。

〔 事例：Climate Change:Implications and Strategies for the Luxury Fashion Sector september (2015年)  
[http://www.kering.com/en/press-releases/kering\\_and\\_bsr\\_tackle\\_resilience\\_to\\_climate\\_change\\_for\\_luxury\\_fashion](http://www.kering.com/en/press-releases/kering_and_bsr_tackle_resilience_to_climate_change_for_luxury_fashion) 〕

1.2 規制リスク

原材料の生産・加工・流通・販売に対して、新たな生物多様性への配慮規制が設けられる可能性がある。規制は原材料生産国、輸入国の両方で制定される場合がある。そのため、日本の国内法及び国際法（ワシントン条約など）のみならず、原材料生産、製品加工、製品販売のそれぞれの国と地域について、法規制をカバーす

る必要がある。また法的拘束力がなくても、国連グローバル・コンパクト原則、国連ビジネスと人権に関する指導原則、OECD多国籍企業ガイドラインなどの様々なガイドライン（ソフト・ロー）が存在する。これらの法規制、ガイドラインは常に進化するものであり、特に近年は大きく変化している。

一般的に、規制を順守できない場合はペナルティを受けたり、市場から自社製品が排除されたりするリスクが考えられる。また合法性の確認が取れた原材料に対するニーズが高まり、その確保を巡って競争となる可能性も想定される。

主な要因	リスク例	機会例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産地における原材料生産における環境配慮規制の制定</li> <li>・ 製品を加工・販売している地域における原材料調達に対する環境配慮規制の制定（EU木材法、EUバイオマス規制、米国の紛争鉱物規制など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規制によるペナルティの発生</li> <li>・ 順守のための追加的コストの発生</li> <li>・ 規制を順守できない場合の市場からの排除（市場リスク）</li> <li>・ 合法性の確認が取れた原材料の確保をめぐる競争（操業リスクへの発展）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来的な規制への早期対応による市場優位性の確保（市場機会）</li> </ul>

【図表1-2 規制リスク】

### 【事例1】

#### EUバイオマス燃料の持続可能性基準（2010年）

EU再生可能エネルギー利用促進指令（EU-RED）（2009年）は、2020年までに輸送部門の再生可能エネルギー比率を10%以上とすることを目標にしている。また2010年にEU委員会は液体バイオマス燃料の持続可能性基準を採択した。主な内容は以下の通りである。

- ・ 温室効果ガスの削減率が、化石燃料と比べて35%以上であること（2017年からは50%以上、2017年の新規製造施設については60%以上）
- ・ 「高い生物多様性価値」をもつ土地で生産された原料を用いていないこと
  - － 原生林、法的に自然保護指定を受けている土地
  - － 絶滅の危機に瀕した生態系あるいは種の保護にとって重要と見なされる地域
  - － 生物多様性の高い天然または非天然の草原
- ・ 2008年1月時点で炭素貯留が高いとして分類された土地（湿地、高生育密度森林、泥炭地）で生産された原料を用いていないこと

本基準の順守確認は、加盟国自らまたはEU委員会が承認した自主認証制度（RSPO、RSB、ISCC、RED-Certなど）を通じて行われる。

[ EU委員会HP <http://ec.europa.eu/energy/en/topics/renewable-energy/biofuels/sustainability-criteria> ]

### 【事例2】

#### EU木材法（2010年）

違法木材をEU域内に持ち込ませないため、最初にEU市場に木材製品を持ち込む業者はデュー・デリジェンスを行い、合法性を確認しなければならない。また、木材製品を購入した業者はサプライヤーと顧客の情報を記録し、トレーサビリティを確保することが求められる。

## 1.3 評判リスク

生物多様性に深刻な影響を与えて生産されている原材料を使用している場合、自社はメディアやNGO（非政府組織）などのステークホルダーから批判される可能性がある。それによって、自社や自社製品のブランドを損ない、場合によって事業リスクに発展することも考えられる。

一方で、早い段階で持続可能な原材料調達方針・基準を策定し、自社のサプライチェーンに対して順守を徹底できれば、社会的な評価を得ることができる。

主な要因	リスク例	機会例
<ul style="list-style-type: none"> <li>当該原材料の生産に伴う生産地における生物多様性への影響</li> <li>上記に対する社会の関心の高まり</li> <li>原材料生産、調達における環境認証の創設及び普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自社または自社製品に対する批判活動</li> <li>上記の事業リスクへの発展</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期の対応による社会的評価の獲得</li> <li>環境ブランドとして認知されることによる市場機会への発展</li> </ul>

【図表1-3 評判リスク】

## 1.4 市場リスク

海外を含む先進的な同業他社が、生物多様性に配慮して生産された原材料を採用し、環境配慮型製品として市場に投入することが考えられる。また、他社及び他国が新たな認証制度や持続可能性基準の策定を主導し、事実上の国際標準化を行うことも想定される。一般的に、先行した企業ほど持続可能な原材料の確保が容易となり、環境配慮型市場でも高く認知されることになる。その結果、自社製品の市場シェアの低下や新規市場への参画の遅れを取るリスクが発生すると考えられる。

主な要因	リスク例	機会例
<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性に配慮した製品市場の拡大</li> <li>生物多様性への影響に対する消費者や取引先の関心、要求の高まり</li> <li>同業他社による原材料の生物多様性に配慮した製品の投入</li> <li>他社、他国主導の持続可能な原材料調達のルール策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自社製品の市場シェアの低下</li> <li>新規市場への参画の遅れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期の対応による環境ブランドの確立による市場機会の創出</li> <li>他社に先行して原材料調達基準を策定し、認証制度や国際標準化を主導することによる市場優位性の確保</li> </ul>

【図表1-4 市場リスク】

## 1.5 財務リスク

近年、海外投資家を中心に企業の非財務情報に対する関心は高まっており、原材料調達は様々な投資家向け環境格付の評価ポイントにもなっている。

例えばCDPは、2013年から新たにCDP-Forestプロジェクトを開始し、木材、パーム油、畜牛、大豆、バイオ燃料に関して、企業に質問状を送付している。質問状の内容は、これら原材料のトレーサビリティ、それに対する自社のリスク認識、使用量の把握及び開示、持続可能性調達基準と達成目標の有無、第三者認証制度の活用状況などから構成されている。また同じくCDPのCDP-Waterプロジェクトの質問状では、サプライヤーの水リスクに関する質問がある。

原材料調達に関する事業リスクを認識し、戦略的に持続可能な原材料調達に取り組んでいる企業は、投資家から好まれるようになる一方、そうでない企業は投資家から忌避されたり、投資の引き上げ（ダイベストメント）対象になる可能性も考えられる。

主な要因	リスク例	機会例
<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の非財務情報（環境リスクなど）に対する投資家の関心の高まり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自社及び事業への投融資の減少</li> <li>投資家向け環境格付の低下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資家の信頼獲得</li> <li>環境配慮型投融資による資金調達や利率優遇</li> </ul>

【図表1-5 財務リスク】

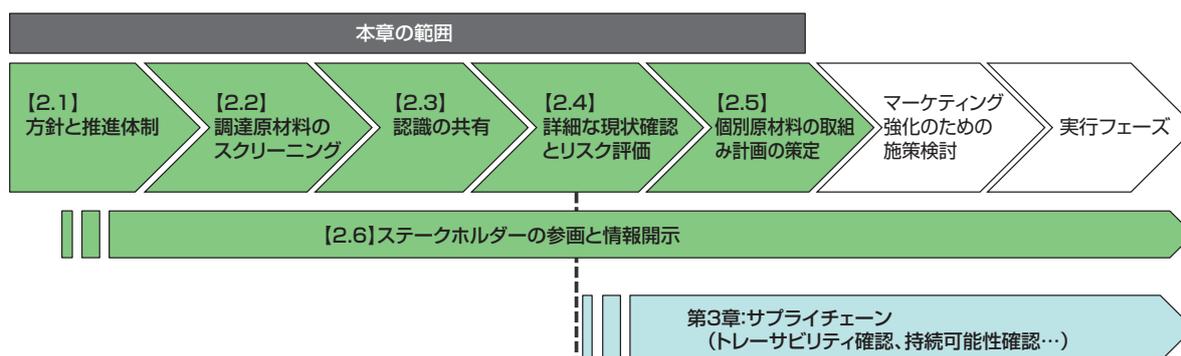
原材料調達における生物多様性への配慮の取組みを実行に移すためには、まず社内の経営層や関連各部からの理解を得ることが不可欠である。それに合わせて、取組む対象とする原材料の絞り込み、課題整理や計画策定などの実務的課題を詰めていくことになる。

本章は環境・CSR部門の担当者の視点で、図表2-1に示すフローの順に、社内での検討の進め方を解説している。また、担当者が取組みの進捗状況を俯瞰する場合に活用することを想定して、本文の構成に合わせて【別表1】「社内推進のための取組み確認項目一覧」にまとめている。

実際に社内で行う取組みを進めていく際に、図表2-1のフローと取組みの順番が異なる場合や複数の取組みを平行して行う場合も考えられる。また、社内の教育・啓発活動のように、全体を通じて行うべき事柄もあることに留意する必要がある。

さらに一度、優先して取組む原材料を絞り込み、実行フェーズに移行した後でも、社内外の状況の変化によって取組み対象とする原材料を拡大したり、取組み内容を見直したりする必要がある可能性がある。定期的に「2.2 調達原材料のスクリーニング」を行い、必要に応じて、改めて本フローを実行することが望まれる。

なお、これらのプロセスは、外部有識者やNGOなどのステークホルダーの意見を聞き、協力して検討を進めていくことも考えられる。また策定した方針、調達基準、目標の内容及び進捗などを外部に公表し、内外に生物多様性配慮に取組む姿勢を示すことも重要である（「2.6 ステークホルダーの参画と情報開示」参照）。



【図表2-1 社内推進を遂行するためのフロー】

### 2.1 方針と推進体制

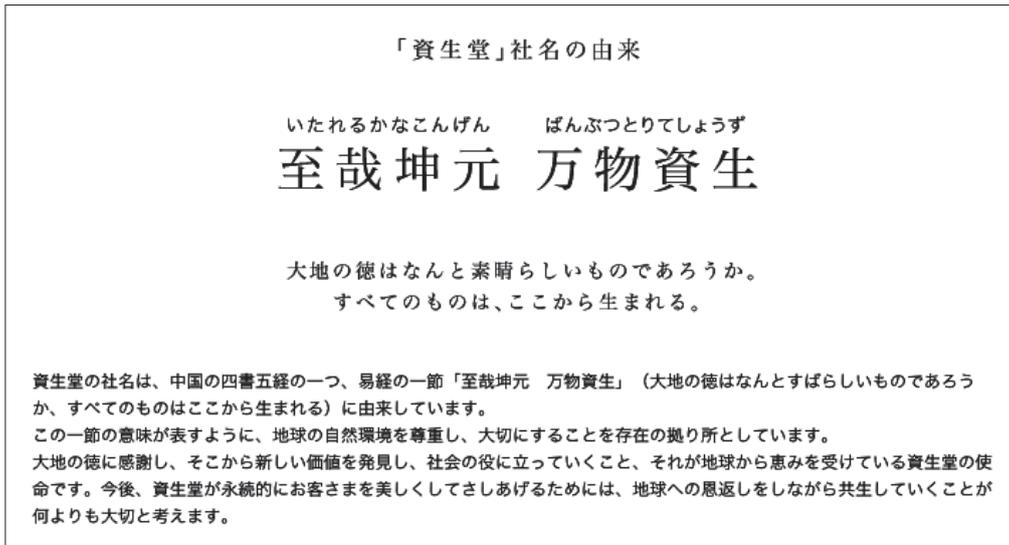
#### 2.1.1 上位方針の策定

##### (1) なぜそれが必要か

自社の事業活動と生物多様性との関連性が不明確なままでは、社内での取組みにはつながらない。自社の理念や方針にもとづく事業活動との関係性、あるいは、自社が事業活動を通じて生物多様性の課題解決にどのように貢献できるのかという視点での関係性を明確にしておく必要がある。そのため、上位方針では生物多様性への配慮について明文化が求められる。

##### (2) 何を実施したほうがよいか

- ① 自社の理念及び事業活動と生物多様性との関係性を整理する（図表2-2）
- ② 上位方針（環境方針、CSR方針、調達方針等）に事業活動における生物多様性への配慮を明文化する
- ③ 生物多様性への配慮に原材料調達も含まれるという認識を社内でも共有化する
- ④ 経営層での共有化の状況や経営層の納得度を確認する



【図表2-2 株式会社資生堂の事例】

[ <http://www.shiseidogroup.jp/csr/env/policy/> ]

## 2.1.2 推進体制の構築

### (1) なぜそれが必要か

生物多様性に配慮した原材料調達が生産の新たな取組みとなる場合において、「追加的業務」あるいは「なぜ今なのか」という意識を払拭する必要がある。そして、経営課題の一つとして捉え、経営層以下、社内で生物多様性保全についての認識の共有化を図り、生物多様性に配慮した原材料調達を行うことが、自社の本来業務を通じて生物多様性の問題解決に寄与することにもなる。

このような認識をいかに共有するかについては、2.3項で説明する。

### (2) 何を実施したほうがよいか

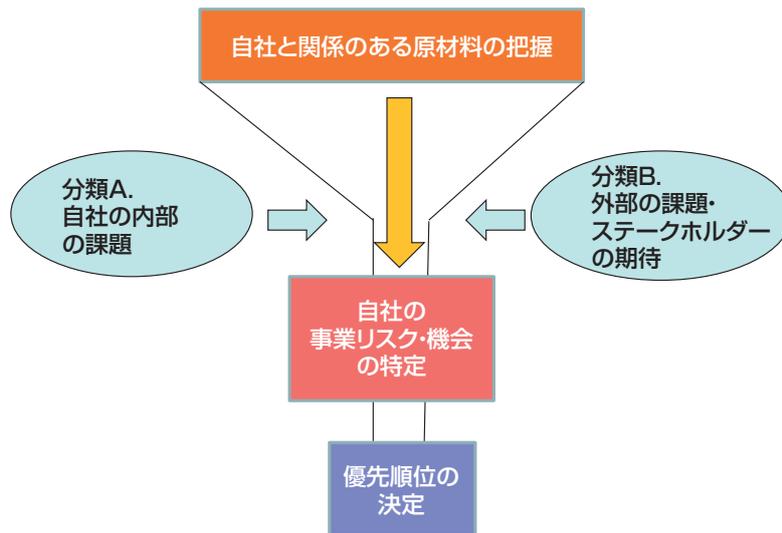
- ① 経営層への提案と経営層からのコミットメント及び経営層がトップに立った組織体制の整備
- ② 主管部署、関連部署、対象範囲の明確化と関連部署とのコンセンサス
- ③ 関連部署の認識レベルの整理、確認と進め方のプランニング

## 2.2 調達原材料のスクリーニング

### (1) なぜそれが必要か

投入可能な経営資源の観点からも限界があるため、企業は特に事業リスク・機会の視点から重要性（マテリアリティ）の高い原材料と課題を絞り込み、戦略的に取り組むことが求められる（図表2-3）。

このような概念は、社会的責任の国際規格ISO26000（2010年発行）、国際的なCSR情報開示のガイドラインであるGRI-G4（2013年発行）、環境マネジメントシステム規格ISO14001:2015（2015年発行）などでも取り入れられている。

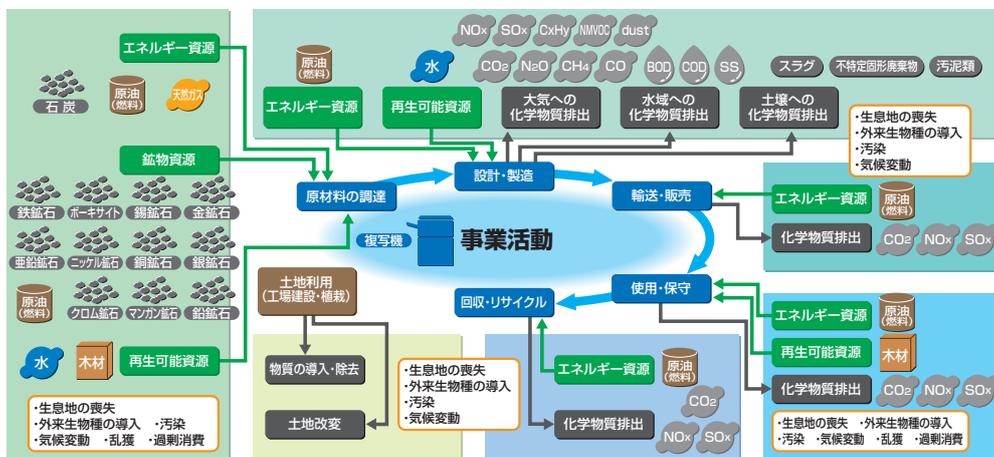


【図表2-3 優先的に取組む原材料を絞り込むためのプロセス】

## (2) 何を実施したほうがよいか

### ① 生物多様性との関係性の把握

まず自社の事業と生物多様性の関係性を把握することが重要である。JBIBが2009年に発表した「企業と生物多様性の関係性マップ<sup>®</sup>」(図表2-4)や「企業のための生態系サービス評価 (ESR)」などのツールを用いて、原材料調達から生産、流通、販売、使用、廃棄・リサイクルまでのライフサイクルにおける各段階において、生物多様性とどのような関わりがあるか整理することが推奨される。



【図表2-4 企業と生物多様性の関係性マップ<sup>®</sup>の例】

### ② 対象とする原材料候補の絞り込み

以下の情報を収集し、自社の関係する各主要原材料の事業リスク及び機会を判断する。それをもとに優先的に対策に着手するべき、原材料の候補を絞り込む。

#### 分類A. 自社の内部の課題：

自社事業の当該原材料への依存度、代替原材料の有無、自社の影響力の範囲（サプライチェーン管理体制）など

#### 分類B. 外部の課題・ステークホルダーの期待：

原材料生産・加工における生物多様性への影響とそれに対する批判、当該原材料の持続可能な生産に関する認証制度の有無、取引先・消費者・NGOからの期待、同業を含む国内外の他社動向など

本ワーキンググループでは、原材料ごとにリスクを評価するための確認項目を作成した（【別表2】原材料のリスク評価項目一覧）。ただし、この段階ではあくまでも優先的に取り組むべき原材料の候補を絞り込むためのプロセスなので、各項目について精緻な調査をすることを求めているわけではない。投入できる経営資源は限られているため、詳細なリスク評価（2.4項で解説）は、より後の段階で調査対象を限定して実施すればよい。また、原材料が少ない業種は本プロセスを飛ばして、詳細なリスク評価から始めても良い。

リスクの評価にあたっては、公開情報や外部専門家へのヒアリングなどを通じて、社内推進部門を中心に環境・生物多様性に関する情報・ニュースなどを入手し、原材料の枯渇や法規制の問題、その原材料に係わる社会問題が発生していないか、情報収集を行う必要がある。その際は、巻末の【別表4】「生物多様性に関連する各種基準一覧」なども参考となると考えられる。

外部の課題・ステークホルダーの期待については、可能な範囲で将来的な変化も予測しつつ、リスク評価を行うことが望ましい。また法規制やガイドラインなどは常に進化するものであり、そのことに十分留意する必要がある。そのため、本章冒頭で述べた通り、定期的なリスク評価を行い、特に重要な事項は常にモニタリングすることが求められる。他社動向については、海外も含めて、特にグローバル先進企業の戦略や原材料調達に関する個別の取組みをベンチマークとすることが望ましい。

リスク評価項目のポイントについて、以下に【別表2】から一部抜粋して解説する。

### <分類A. 自社の内部の課題>

#### ・A-1. 自社の当該原材料への依存度

まず以下を把握して、自社の当該原材料への依存度を把握する必要がある。

##### 当該原材料にどの程度、依存しているか

- 自社の使用量は、他社（他の業種）に比較して多い方か
- 当該原材料がないと生産ができない製品は、主力製品かどうか

これらの情報から現在または将来的に、自社の基幹事業を支える原材料と判断される場合、優先的に取り組む必要がある。特に次の場合は、当該原材料に対する依存度が高いといえる。

##### 代替原材料がない

##### 当該原材料の不使用、削減、回収・再利用の方法がない

##### 当該原材料の調達先が限られており、多様化や切替えがきかない

このような場合、操業リスクの観点から将来的に需給がひっ迫する可能性があるか想定しておく必要がある。

##### 現在または将来、当該原材料の需給がひっ迫する可能性があるか

例として

- 希少資源である（例：ワシントン条約の対象である動植物、IUCNレッドリストの絶滅危惧種）
- 人口増加、経済発展、イノベーションなどによる需要の急激な増加が見込まれている
- 以下の点から需要の増加に応じた供給に限度がある

※可採資源量（鉱物資源や天然の生物資源）

※生産に必要な水や土地などの競合（農作物、家畜、養殖、人工林などに由来する原材料）

※気候変動、土壌の劣化、水環境の悪化などの影響により、将来的に主要生産地域の供給量低下が見込まれる

原材料の需給がひっ迫した場合、前述の通り調達コストの上昇や原材料不足などの操業リスクに発展する可能性がある。

## <分類B. 外部の課題・ステークホルダーの期待>

### ・B-1.生物多様性及び生態系サービスへの影響の特定

次に、当該原材料の生産によって、一般的に生物多様性や生態系サービスに対してどのような影響があるか検討する。

一般的に当該原材料の生産、採取時に生物多様性と生態系サービスに与える潜在的な悪影響を特定しているか

－生物多様性と生態系サービスへの影響の視点としては3章の【別表5】「原材料調達における調査・確認項目一覧」における「採取時の周囲への影響」を参照

### ・B-2.規制

当該原材料の生産・調達に関連する法的規制、国際合意、ガイドラインが存在する／策定中か

### ・B-3.ステークホルダーの期待

市民、専門家、NGO等による当該原材料の生産・加工による生物多様性への影響に対する問題提起・批判はあるか

市民、NGO、メディア等による当該原材料のユーザー企業への問題提起・批判はあるか

取引先から当該原材料の持続可能な調達に関する要求はあるか

投資家向けの環境格付等において、当該原材料の調達に関係する質問項目はあるか

### ・B-4.合法性・持続可能性確認の方法

国内外の他社や業界セクターについて、当該原材料のトレーサビリティ、合法性確認方法を確立できている事例はあるか

当該原材料の持続可能性に関する認証制度は存在するか、どの程度普及しているか

同業を含む他社・業界は、当該原材料の持続可能な調達、認証制度の利用などに積極的に取り組んでいるか

社会的に合法性や持続可能性の確認手法が確立されているほど、自社が対策を取らないことで批判に晒されるリスクは高くなる。また持続可能性の確認手法が確立されていなくても、自社や自社の属する業界の使用割合が多くサプライヤーに強い影響力を及ぼすことが期待できる場合、積極的に確認手法を確立するようにステークホルダーから求められることになる。

## 2.3 認識の共有

### (1) なぜそれが必要か

2.1.2項にて前述したとおり、経営層及び従業員全体が生物多様性保全に関して共通の認識を持つことで、生物多様性に配慮した原材料調達への推進に繋がり、自社の本来業務を通じて生物多様性の問題解決に寄与することにもなる。

### (2) 何を実施したほうがよいか

- ① 2.2項で収集したリスク情報や環境関連受賞情報、環境アンケート内容、認証制度導入状況などの社内共有

#### 【情報収集先例】

- ・国際（国連）機関：CBD（生物多様性条約）、グローバル・コンパクト、WBCSD
- ・国際NGO
- ・各認証制度：認証制度、基準については【別表4】「生物多様性に関連する各種基準一覧」参照
- ・政府機関、研究機関
- ・企業イニシアティブ（国内）：
  - グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン、日本経団連自然保護協議会、JBIB
- ・企業イニシアティブ（海外）：
  - Global Platform on Business and Biodiversity から各国イニシアティブへリンク  
 [ [https://www.cbd.int/business/National\\_Regional\\_BB\\_Initiatives.shtml](https://www.cbd.int/business/National_Regional_BB_Initiatives.shtml) ]
- ・その他団体：Biodiversity in Good Company、ACB

② 社外、有識者との交流

社外有識者を招いての情報交換会や生物多様性についての自社での勉強会の開催、社外交流会・セミナーへの参加等、従業員が専門的見解に触れる機会を設ける。また、サプライヤーへのアンケートや意見交換会を行う。原材料調達先の現地を視察して、自分の目で現地の状況を確認することも有用である。

③ 認証原材料についての知識啓発

生物多様性に配慮した認証原材料に特化した勉強会を実施する。認証制度に関する勉強会は、従業員の知識向上や生物多様性に配慮した原材料調達の理解に繋がる。

④ 自社内での活動提案

生物多様性に配慮した調達活動を浸透させるためには、調達部門でも日常業務の中でサステナブル（持続可能）な調達・生物多様性について議論する場が必要となる。部内で環境サステナブル調達戦略チームのようなプロジェクトで横断的な組織を設けるのもよい。

⑤ 従業員全員が「生物多様性」の知識を共有

生物多様性eラーニング等、従業員共通のプログラムを実施することで、全従業員が生物多様性に関する基本的な理解を得られると共に、認識を共有することに繋がる。



【図表2-5 JBIB社内啓発ツールワーキンググループ作成「生物多様性ハンドブック」(2010年作成)】

[ <http://www.jbib.org/activity-jbib/handbook/> ]

広く環境問題に関する基礎知識をバランス良く身につけられる環境社会検定（eco検定）の受験は、従業員のサステナブルな社会・生物多様性への関心を引き出し従業員の意識向上に有用である。また、環境ボランティア活動参加、小学校などへの出前環境授業を行うことも効果的である。メールマガジンや社内報、イントラネットなど、推進部門から社内へ情報発信を行うことも同様に効果的である。

## 2.4 詳細な現状確認とリスク評価

2.2項で絞り込まれた原材料について、現状を把握し、詳細なリスク評価を行うことで、生物多様性に配慮した調達をする原材料を決定する。2.2項及び本項の内容については、リスク評価の項目として、【別表2】「原材料のリスク評価項目一覧」に取りまとめている。

### 2.4.1 自社の事業活動及び事業計画への影響

#### (1) なぜそれが必要か

課題に取り組むためには、優先順位を決定する必要がある。自社の事業活動及び事業計画へ及ぼす影響、速やかに対処しなかった場合の影響を検討することで、優先順位を決定づけることができる。

#### (2) 何を実施したほうがよいか

自社事業における対象原材料への依存度・影響度、将来的な事業活動計画に合わせた原材料の供給安定性を把握し、リスクの評価を行う。

##### ① 依存度・影響度、全体像の把握

自社の調達全体量における当該原材料への依存度が高い場合、調達リスクは高いといえる。一方、生物多様性に配慮した原材料の比率が高ければ、自社事業への影響は低減することができる。ここでは、「生物多様性への配慮」の定義が市場・社会的に要求されているレベルと整合がとれていることが求められる。

##### ② 将来的な供給安定性の確認

将来的に原材料の需給がひっ迫する場合、自社にとって調達リスクは高い。一方、代替可能、または不使用・削減が可能であるならば、リスクを回避・低減することができる。また、調達先の切り替え自由度が高ければ、リスクを抑えることができる。調達先自由度の評価では、調達量、品質、コスト、業界慣習、納期等を確認する。代替困難である場合や調達先自由度が低い場合、サプライヤーを通じて状況改善を図る必要もある。

#### 【具体的に把握・確認すべき事項例】

- ・ 自社における調達全体量に占める当該原材料及び生物多様性に配慮した原材料の割合
- ・ 自社における出荷・販売全体量に占める当該原材料及び生物多様性に配慮した原材料の割合
- ・ 将来的な供給安定性
- ・ 需給ひっ迫の可能性
- ・ 代替原材料の可能性
- ・ 原材料の不使用・削減、回収・再利用の可能性
- ・ 調達先切り替えの自由度

### 2.4.2 自社事業の影響力の範囲

#### (1) なぜそれが必要か

サプライチェーン全体における自社の影響力が大きい場合、調達リスクが高いといえる。例えば、調達先に偏りがある場合、原材料の調達そのものが困難となる可能性がある。また、当該原材料が生物多様性保全の観点から問題となった場合、大きな社会的責任が問われる可能性が高い。

一方、影響力が大きいことから、トレーサビリティの確保や生物多様性に配慮した調達体制の構築について、サプライチェーン全体に強く働きかけることができる。

## (2) 何を実施したほうがよいか

サプライチェーン全体における自社の影響力を評価する前提として、サプライチェーンの構造、使用している認証制度や基準及び自社の調達方法を把握する必要がある。サプライチェーンの構造が複雑であり、原材料のトレーサビリティが確保できない場合、調達リスクは高い。調達方法については、原材料の合法性を確保することで、調達リスクは低減するが、社会的な要求レベルに合致した検証方法を選択することが求められる。

サプライチェーン全体における自社の影響力から生じるリスクとして、自社の調達先や生産国・地域の偏りが考えられる。特定地域の原材料に依存している場合、特に対象原材料の生産が問題となっている地域と重なる場合は、調達リスクは高い。また、自社及び業界の調達割合が高い場合、社会的影響は大きく、調達リスクも高まる。ついては、自社の主な調達先や生産国・地域とその依存割合、及び、全世界、国内、生産地域に占める自社及び業界の調達割合を把握することが望まれる。

### 2.4.3 生物多様性に配慮した原材料のコストの確認

#### (1) なぜそれが必要か

生物多様性に配慮した原材料調達を進めるには、原材料価格の変更だけでなく、開発・検証費用、人的費用などの経営資源が必要となる。あらかじめ、生物多様性に配慮した原材料の使用によるコストインパクトを算定しておくことよい。また、切替え・検証に要する時間、流通・生産条件の変更などによる影響も考慮する必要がある。

#### (2) 何を実施したほうがよいか

生物多様性に配慮した原材料の使用によるコストインパクトを算定し、既存の原材料との比較を行う。コストが上昇する場合、どの程度吸収することが可能か、どの程度を許容範囲とするかを検討する。

検討に際して、確認すべき事項例は、以下の通り。

##### ① 総合的なコストインパクトの算定

- ・生物多様性に配慮した原材料の価格
- ・生物多様性に配慮した原材料や代替品の調査開発などに要するコスト
- ・既存の原材料との品質及び品質安定性の差異
- ・人的費用
- ・原材料変更に要する時間
- ・流通及び生産条件の変更による影響

##### ② コストアップの吸収

- ・自社の事業戦略を踏まえたコストアップの吸収可否、許容範囲

### 2.4.4 生物多様性に配慮した原材料調達による機会・メリット

#### (1) なぜそれが必要か

生物多様性に配慮した原材料を使用することにより、市場での差別化・シェア拡大、新製品開発など、ビジネスの機会を創出する可能性がある。また、企業評価を向上させる可能性が高まる。短期的にはコストアップなどデメリットを有する場合も、生物多様性に配慮した原材料の安定供給体制の早期確保など、長期的メリットを有する場合もある。

## (2) 何を実施したほうがよいか

生物多様性に配慮した原材料の使用に関する市場動向や他社状況を把握し、市場でのビジネスの機会、企業評価などのメリットを検討する。ここでは、長期的な視野での調査・検討が求められる。

### 【調査・検討に際して、確認すべき事項例】

#### ① ビジネスの機会・メリット

- ・生物多様性に配慮した原材料の使用に関する市場規模、市場動向、他社状況の把握
- ・市場における自社の優位性、他社との差別化、シェア拡大の可能性
- ・生物多様性に配慮した原材料を使用した新製品開発や新規市場の可能性
- ・環境ブランドの確立による市場機会の創出

#### ② 企業評価

- ・生物多様性に配慮した原材料の使用に対する市場要求、消費者の嗜好
- ・自社に対する評価向上によるメリット  
(投資家の信頼獲得、環境配慮型投融資による資金調達や利率優遇など)
- ・ステークホルダーからの評価 (消費者・外部団体からの表彰など)

#### ③ 長期的なメリット

- ・原材料の需要、供給安定性、市場動向などを踏まえた生物多様性に配慮した原材料調達による長期的メリット

## 2.4.5 推進すべき原材料の決定

これら前項までのリスク評価結果より、自社の原材料調達における事業リスク（操業、規制、評判リスク）の有無、その大きさを総合的に判断する。本ガイドのリスク評価項目と事業リスクの主な関係性について、【別表3】「原材料のリスク評価項目と事業リスクの関係図」で整理した。

そして、コストへの影響等を考慮して、生物多様性に配慮した原材料調達を推進すべきか、推進すべき原材料は何かを判断する。

## 2.5 個別原材料の取組み計画の策定

### 2.5.1 調達方針や基準の策定

2.4項において説明した「詳細な現状確認とリスク評価」の結果を踏まえて、既存の調達方針の見直しを行う。既存の調達方針がない場合には新たに調達方針を策定する。リスク評価の結果、自社にとって依存度・影響度が高い原材料、あるいは、サプライチェーンにおいて自社の影響力が大きい原材料が明確化した場合には、サプライチェーン評価基準を含む調達方針の中に、その内容を反映させるなどの対応を行うことが望まれる。

### (1) なぜそれが必要か

原材料を調達する場合に、法令を順守することが大前提であり、この順守ができない場合には法的措置を受ける恐れがある。一方、社会から法令に規定される以上の生物多様性への配慮が求められる場合、法令順守だけでは生物多様性に関心のない企業としてブランドイメージが低下する可能性もある。納入先が生物多様性に配慮した調達を行っている場合には、調達先から除外される恐れがある。また、そのような調達が主流化した場合に、後発組として安定した調達先を確保することが難しくなることも考えられる。

このような点を考慮すると、自社の調達方針を定め、その方針に従って持続可能な原材料の調達を行うことが求められる。調達方針の策定には、自社の関連部門との連携・合意が必要となる。

(2) 何を実施したほうがよいか

① 生物多様性に配慮した調達方針を定める場合には以下の点に留意する。

・ 上位方針等との整合性確保

調達方針及びこれに基づき定められる具体的目標は、それよりも上位の社内方針である経営方針、環境方針、CSR調達方針と合致した内容とする。

・ 市場・社会の要求レベルとの整合性確保

調達方針は、自社の事情・課題を反映した内容であるとともに、市場・社会で要求されているレベルと整合性がとれた内容とする。そのために、2.3項「認識の共有」で説明したように、他社・ステークホルダー・国内外の動向を把握しておく必要がある。

調達方針の策定に当たり、対象となる原材料の調達先（現場）の状況を確認し、主たる環境影響項目を特定し、方針及び基準に反映させることが望ましい。

・ 原材料調達先への徹底

調達方針は自社内で徹底するとともに、サプライヤーに対しても、自社の生物多様性に配慮した調達に関する考えを理解してもらう必要がある。そのために「調達取引先へのお願い」を定めている企業がある。例えば、パナソニック株式会社は、事業活動を推進する上で、購入先とのパートナーシップは不可欠のものであるとし、その推進においてはサプライチェーンとして社会的責任（CSR）を果たす取組みが求められ、購入先に対してCSR項目についての順守を依頼している。

〔 パナソニック株式会社「購入先様へのお願い」  
<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/procurement/for-suppliers.html> 〕

また、自社からの一方的な通知・説明ではなく、お互いが良く理解でき、双方向の意思疎通が可能となる調達先向け説明会の開催も有効である。調達先向け説明会のあるべき姿については、「サプライチェーンにおける望ましいCSR活動のあり方」（グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン サプライチェーン分科会（2011年度））8ページ以下に詳しい説明があり、参考になる。

〔 「サプライチェーンにおける望ましいCSR活動のあり方－サプライチェーン分科会からの提案－」  
<http://www.ungcjin.org/activities/topics/detail.php?id=99> 〕

・ 自社が供給者である場合の対応

自社が原材料の供給者である場合には、供給先事業者の調達方針を十分に精査・理解し、その調達方針に則った供給を行うことが必要となる。その際、自社において生物多様性に配慮した事業方針等が求められることもある。

② 調達方針に加えて調達ガイドラインを定め、原材料やその調達目標・内容を具体的に定めている会社もある。例えば、花王株式会社では「原材料調達ガイドライン」を定め、その中で、「対象の範囲」、「目標」、「行動指針」、「持続可能性に対する配慮の確認方法」を明記し、調達先に要請している。

〔 花王株式会社「原材料調達ガイドライン」  
[http://www.kao.com/jp/corp\\_csr/procurement\\_05.html](http://www.kao.com/jp/corp_csr/procurement_05.html) 〕

また、積水ハウス株式会社では、10の指針からなる、持続可能な木材調達のための「木材調達ガイドライン」を策定し、配点基準にしたがってサプライヤーから納入された木材を数値評価し、国際環境NGOとも連携を取りながら、改善に向けたPDCAをまわしている。

〔 積水ハウス株式会社「木材調達ガイドラインの運用と改定」  
<http://www.sekisuihouse.co.jp/sustainable/biodiversity/wood/1/index.html> 〕

## 2.5.2 中長期目標の策定

### (1) なぜ必要か

調達方針は、定性的な内容であることが多い。生物多様性に配慮した原材料調達を推進するには、具体的な目標を設定することが必要である。目標を定める際は、2.4項で述べた内容を考慮する。

### (2) 何を実施したほうがよいか

対象となる原材料の需給バランスや事業計画を踏まえ、方針と整合性のとれた中長期的及び年次の調達計画を策定する。また、対象となる原材料の市場動向、ステークホルダーのニーズ及び期待を考慮し、目標の見直しを図る。

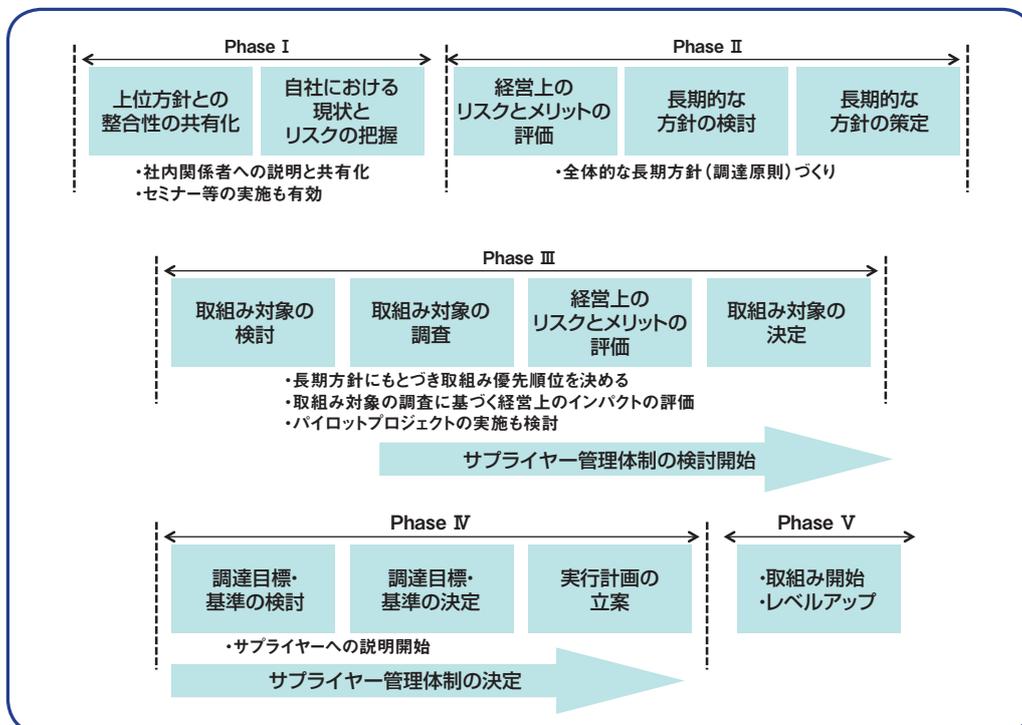
## 2.5.3 ロードマップの策定

### (1) なぜ必要か

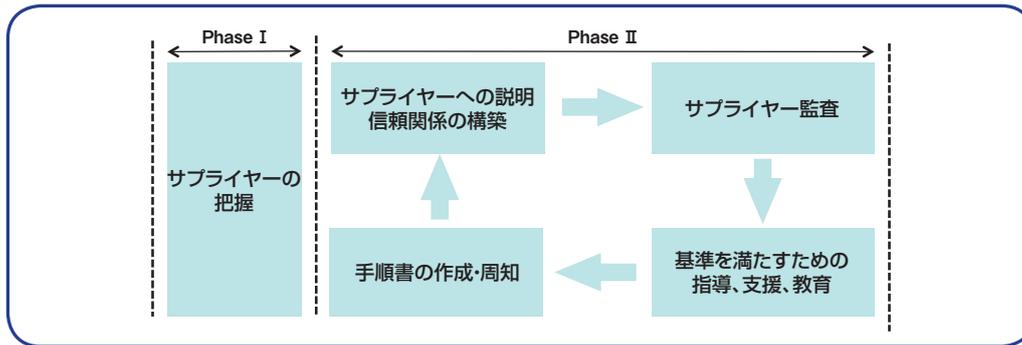
上位方針との整合性、生物多様性に配慮した調達に関する目標の整合性、サプライチェーンにおける自社方針の共有など、確認・調整すべき事項は多い。また、関係者も多く、関係者間での利害相反も想定される。そのため、スケジュール、役割分担、取組みシナリオを明確にしたロードマップを作成し、関係者間で共有することが必要となる。

### (2) 何を実施したほうがよいか

- ① いつ（までに）、誰が、誰に対して、何を、どのように行うかを明確に定めたロードマップを作成する。
- ② 作成に際しては、関係者との摺合せを十分に行い認識の不一致がないようにする。
- ③ ロードマップに合致した取組みがスケジュール通り進んでいるかを、定期的に把握する。



【図表2-6 持続可能な調達 中長期的なロードマップ例】



【図表2-7 サプライチェーンにおける共有プロセス例】

### 2.5.4 調達方法の変更に伴う作業ボリュームの把握

#### (1) なぜそれが必要か

新たな調達方針にもとづき必要となる作業の追加・変更内容を整理し、準備工程の計画あるいは必要な費用を算定する。また、社内関係部署及び外部関係者との役割を明確にして準備することが必要である。

#### (2) 何を実施したほうがよいか

以下ができていることが必要である。

- ① 調達方針変更により必要な作業の追加・変更内容（工数・手順、要する時間）の把握
- ② 関係部署間での役割の明確化及びその共有化
- ③ 追加費用が必要な場合は想定費用の算定

### 2.5.5 取組みを実行するための仕組みの構築

#### (1) なぜそれが必要か

事業活動が生物多様性に及ぼす環境負荷の項目を明確にすることで、経営目標と連動させることができる。

#### (2) 何を実施したほうがよいか

対象となる原材料について、以下の検討や整理が必要である。

- ① 原材料の種類、及び必要な品質の特定
- ② 原材料の調達コストの見通し
- ③ 原材料の調達変更の実現の時期の見通し
- ④ 対象原材料調達の環境影響評価
- ⑤ 製品の企画・開発段階で環境に配慮された原材料調達が選択可能となるような仕組みの検討

また、次の項目について確認できていることが望ましい。

- ① 対象原材料調達における自社にとってのリスク
- ② 対象原材料調達における自社の基準等にもとづき選定された調達先
- ③ 対象原材料調達における持続可能性の視点でのリスク評価

## 2.5.6 安定調達の仕組みづくりの検討

### (1) なぜそれが必要か

変更後の調達先における安定供給体制の確保が必要である。また、調達先の変更及び安定供給体制を確保するため、生物多様性に配慮した原材料調達を推進するために、工程数及び費用負担への対応が求められる。

### (2) 何を実施したほうがよいか

- ① 現状と今後の需要及び供給量の予測
- ② 需要予測にもとづく供給量の拡大への対応策の検討（安定供給体制の業務フロー図の作成など）
- ③ 既存調達先が対応可能かどうかの把握及び既存調達先での対応が不可能な場合の調達先選定及び変更
- ④ 業務フロー変更のために必要な工程を確定させ、対応に必要な工程数及び費用を予算化する

## 2.6 ステークホルダーの参画と情報開示

### 2.6.1 検討プロセスへのステークホルダーの参画

#### (1) なぜそれが必要か

ステークホルダーの意見を聞かず、社会の期待や国際的な議論と乖離した内容の方針や計画等を発表した場合、かえって社会的な反発を招き、評判リスクに発展する可能性がある。本章各プロセスのできるだけ早い段階で専門家、行政、業界団体、NGO、学識者、消費者、取引先などのステークホルダーに意見を求め、方針等に反映させるなど、社会的なコンセンサスを得ることが望ましい。場合によっては、リスク検討や方針・計画策定、計画実行後の進捗レビューなどの各プロセスにおいてステークホルダーに参画してもらうことも考えられる。

またステークホルダーのうち、調達活動による環境影響を受ける原材料生産国のステークホルダー（生産者、周辺住民、現地NGO、現地行政など）こそ、特に重要な存在であると認識すべきである。それを考慮せずに計画を策定・実施しても、実態に沿わない可能性がある。

ステークホルダーとの信頼関係を築くことで、取組みの実施や展開、広報、マーケティングなどの面で協力を得られることもある。欧米では企業がNGOなどと協力し、一部原材料について生物多様性配慮の基準を策定し、社会に広めることで、デファクトスタンダード化を図るなどの例もある。

#### (2) 何を実施したほうがよいか

- ① 計画策定（ステークホルダーのリストアップ、アプローチ方法の検討など）
- ② ステークホルダーの参画に関する社内理解の促進
- ③ ステークホルダーとの意見交換（適宜、ステップの進捗に応じて）
- ④ 各検討プロセスへのステークホルダーの参画

### 2.6.2 情報開示

#### (1) なぜそれが必要か

自社が方針や計画を外部に公開していない場合、ステークホルダーから取組みを行っていないと見なされる。そのため、本章の各プロセスで策定した方針、計画、取組みの進捗状況などは、適宜、外部に公開することが求められる。具体的な取組みはこれから行う場合でも、方針等を公開し、自社の考える「あるべき姿」を公表し、今後の取組みをコミットすることが重要である。

#### (2) 何を実施したほうがよいか

- ① 方針、計画、目標の情報開示
- ② 取組みの進捗状況の情報開示

## 第3章 サプライチェーン

調達原材料のスクリーニングで特定された、事業リスクの高い原材料に対して、企業はその低減を図るために自社内だけでなくサプライチェーンに働きかける必要がある。

本章ではデュー・デリジェンスの手順に即して、原材料調達における配慮の視点を整理し、自社の取組みに応じた情報の収集や管理項目を作成する際の考え方を示す。

### 3.1 デュー・デリジェンス

近年、自社製品及びそれに使用する部材、素材について、合法性の確保だけでなく、責任ある調達への要求が高まり、企業にはデュー・デリジェンスの実施が求められている。

デュー・デリジェンスは、「調達活動を通じて生ずる環境・社会への悪影響を防ぐ又は緩和するために、自社のサプライチェーンにおけるリスクを確認し、予防、軽減、対処するための措置」(OECD紛争鉱物ガイドランスなどを参照)として、調達活動全体でのリスク管理措置として広義に捉えられている。しかし本章ではサプライチェーンでの取組みに関して、EU木材規制で提示されているデュー・デリジェンスシステムを参照し、管理項目作成の考え方を示すものとした。

デュー・デリジェンスシステムには(1)情報収集、(2)リスクアセスメント、(3)ミティゲーションの3つのステップがある。

#### (1) 情報収集

企業は製品及びそれに使用する部材、素材について、原産国や地域、分量、サプライヤー、原産国や地域での法規制に関する情報を入手する必要がある。

まずはトレーサビリティを確認し、原材料に関する情報を把握することが重要である(3.2参照)。原材料がどこから、どれくらい、どのように調達されているかを把握するとともに、関連地域における法規制や環境問題・社会紛争などの情報を収集、把握することが重要である。

#### (2) リスクアセスメント

上記(1)の情報と、自社の基準を照らし合わせ、企業はサプライチェーンのリスクアセスメントを行う必要がある。

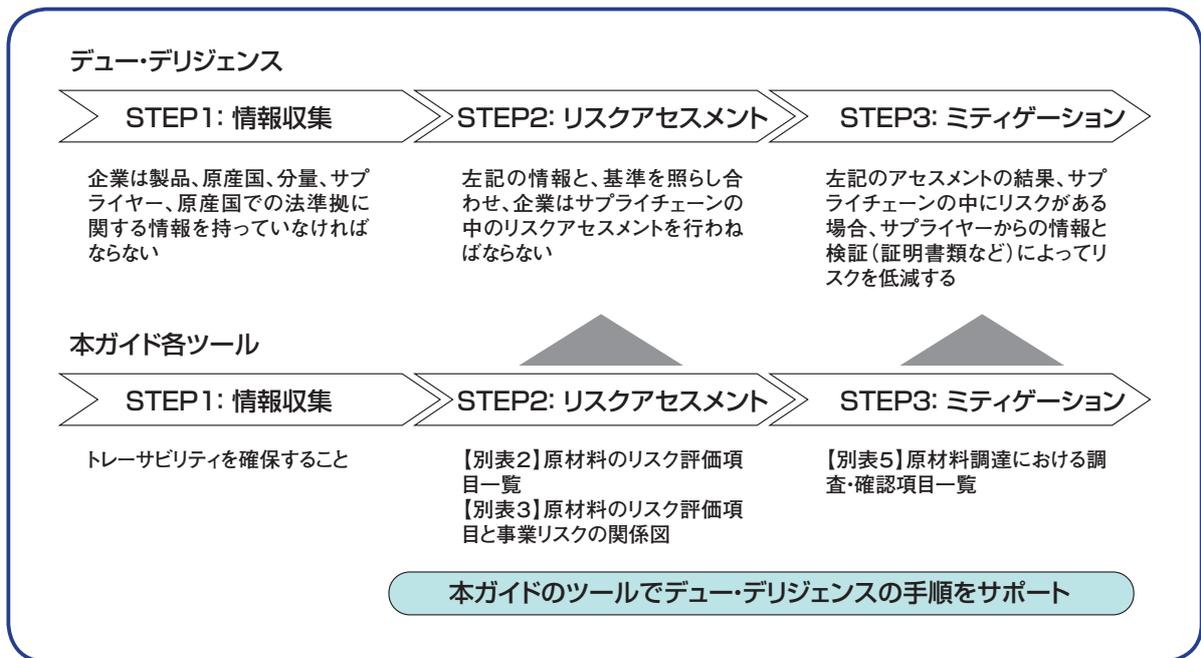
#### (3) ミティゲーション

上記(2)のアセスメントの結果、問題があるおそれのある原材料とサプライヤーを抽出した後、詳細な調査を行い、より明確にリスクを特定し、具体的にリスク低減を図るステップとなる。

サプライヤーへの詳細な調査時に確認すべき事項は、【別表5】「原材料調達における調査・確認項目一覧」を参考に策定することができる。各事項に関して、サプライヤーへの要求水準と自社の判断基準の設定は、各企業に委ねられる。サプライヤーが自社の基準に達していない場合、取引を継続するか、ともに改善を図っていくかは、関連部門と協議して判断する必要がある。

ただし近年、調達基準のレベルやサプライヤーの順守状況について、企業は外部から開示を求められるようになってきている。

そのため、自社の基準とサプライヤーの取組みレベルをともに引き上げていくべきであり、それは自社のリスク低減に繋がる。



【図表3-1 デュー・デリジェンスのステップと本ガイド各ツールの位置づけ】

## 3.2 デュー・デリジェンスのポイント

デュー・デリジェンスに際し、特に重要となる（1）トレーサビリティの確認、（2）管理体制の構築・管理手法の選択、（3）原材料調達のサプライヤー確認項目について、具体的に説明する。

### （1）トレーサビリティの確認

企業は先のリスク評価（2.2参照）で、対象とする製品及びそれに使用する部材、素材を特定後、どのような調達ルートで自社に納入されているかを把握することから取り組む必要がある。

経済活動がグローバルに展開され、原材料の採取場所までトレーサビリティを確認することは非常に困難なことが想定される。特に様々な場所で採取、収集された原材料が加工されている場合や、リサイクル材や廃棄物を原材料として使用している場合など、原材料の採取場所を特定することは難しい。

しかし、自社が使用している原材料が、その資源採取や流通の過程で、直接的、間接的にどのような環境・社会影響を及ぼしているかを把握することは重要なことである。

責任ある原材料調達を実施するためには、トレーサビリティの確認に努め、サプライチェーンに透明性を持たせるべきである。そのうえで、自社の調達方針を策定し、その内容を開示し、サプライヤーと協力しながら、生物多様性に配慮した原材料調達に向けた活動を進めていくことが重要である。

### （2）管理体制の構築・管理手法の選択

自社までの製品及びそれに使用する部材、素材の納入ルート、プロセスを確認するとともに、原材料調達における自社の方針（2.5参照）をサプライヤーに伝え、理解、協力してもらうことも重要なポイントになる。さらに、方針の理解、浸透度合いの評価や確認を行うことも重要である。

以下に具体的な浸透方法や確認方法の例を記載するが、自社の方針及び対象とする製品及びそれに使用する部材、素材のリスク度合いに応じて、適切な方法を選択、判断する。

#### 【浸透方法】

- ・ 文書、ホームページによる調達方針の開示、伝達
- ・ サプライヤーへの調達方針説明会開催
- ・ 誓約書、宣言書の取得
- ・ 売買契約書への記載 など

#### 【確認方法】

- ・ アンケート調査
- ・ エビデンス（【別表5】原材料調達における調査・確認項目一覧）の提出による確認
- ・ 自社による現地確認
- ・ 独立した第三者による監査、認証 など

例：グリーン購入ネットワーク（GPN）「エコ商品ねっと」の“原料の持続可能性を目指した取組み確認”や“調達方針の確認”など

実際に、サプライヤーに対し、調達方針順守への要請や原材料のトレーサビリティ調査を行う際、サプライヤーとの契約書や覚書に、調達方針を順守すること、調査依頼や情報開示に協力する旨を記載したり、ホームページで開示をしていく方法も効果的である。

また、直接は取り引きがない企業（二次、三次とさらに上流のサプライヤー）に対し、調査依頼や情報開示を求める場合は、その方法についてサプライヤーとの間で取決めを行うことが望ましい。

#### 【契約書・覚書に盛り込む場合の留意点】

- ・ 本契約に記載をする事が望ましいが、出来ない場合は、覚書等に記載する
- ・ 調査を要する事項は、提出予定日を取引先との間で事前合意の上で決めておく

#### 【ホームページ等で公開する場合の留意点】

- ・ 原材料調達に関する方針や基準などを公開し、その順守をサプライヤーに要求する
- ・ 順守が出来ない場合の対応方法についても明示しておく
- ・ 公開した方針や基準の順守状況について、その調査等を実施する旨を明記する

### （3） 原材料調達のサプライヤー確認項目

サプライヤーは一次、二次、…と多段階なケースも多く、流通、加工、原材料採取など、その役割も様々である。ここでは原材料採取時の環境影響が大きいと考え、原材料採取に係わるサプライヤーが生物多様性に配慮した原材料採取を行っているかをどのように確認するかということを検討した。

現在、法規制が十分に整備されていない国・地域もある上に、当該国の法規制を順守しているだけでは、持続可能性の観点から取組みが不十分なことも考えられる。さらに、原材料採取に係わるサプライヤーが生物多様性に配慮した原材料採取を行っているかどうかを確認する汎用的（様々な原材料に適用可能）な確認項目リストが見当たらなかった。

そこで、原材料採取時において生物多様性保全の観点から確認・配慮されることが望ましい項目（一部、生物多様性ではないが、重要な視点である社会面の配慮事項を含む）をリストアップした（【別表5】原材料調達における調査・確認項目一覧）。

リストアップされた項目については、対象とする原材料の調達にあたり、部材・素材の状況等に応じて抜粋して活用する方法を考えている。どの項目を抜粋して採用するか・どのレベルに調達基準を設定するかは、利用する各社の判断にゆだねる。

合法性の確認が最優先レベルと考えているが、配慮項目を段階的に拡大し、調達基準を段階的に引き上げていくことが必要と考えている。

以下では、【別表5】の概要について解説する。

【別表5】は、持続可能な資源採取を実施しているかどうかを確認する際、配慮していることが望ましい内容を、できる限り広い視点で抽出したものである。ただし、その内容が全ての要素を網羅していることを保証するものではない。

確認項目は、以下の3つのカテゴリーに大別される。

- ・サプライヤーの企業評価（方針やマネジメント体制など）
- ・採取する資源の合法性、持続可能性
- ・資源採取時の周囲への影響（環境面、社会面）

また、生物資源は再生（植林や養殖など）が可能など特有の面もあるため、「対象範囲」という列を設け、各確認項目が以下のどちらに相応するかも明示した。

- ① 採取現場及び周辺地域での確認項目（生物資源）
- ② 採取現場及び周辺地域での確認項目（非生物資源）

下表に生物資源、非生物資源の確認項目の違いなどを整理した。

対象範囲	確認項目	
	生物資源	非生物資源（鉱物資源など）
企業評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マネジメントシステムの確認</li> <li>・採取する資源の管理体制の確認（トレーサビリティの確認） など</li> </ul>	
資源の合法性・持続可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理体制の確認</li> <li>・量的、質的な持続可能性への配慮の確認 量的配慮：採取計画 など</li> <li>・質的配慮：成長未熟な資源を採取しない など</li> <li>・養育、再生の活動状況の確認 採取量と再生スピードのバランスが取れ、生態系への影響が小さい場合は、持続可能と考えられるため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理体制の確認</li> <li>・量的、質的な持続可能性への配慮の確認 量的配慮：資源の埋蔵量と採取計画 など</li> <li>・質的配慮：資源の品質、グレード など</li> </ul>
採取時の周囲への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源採取場所及び周辺地域での生態系への影響の確認（環境面・社会面）</li> </ul>	

【図表3-2 生物資源、非生物資源の確認項目の違い】

本ガイドでは【別表5】「原材料調達における調査・確認項目一覧」を、3.1項で示したデュー・デリジェンスシステムのうち「(3) ミティゲーション」の段階で使用することを想定して作成した。調達する原材料にリスクの存在の可能性がある場合、サプライヤーからの情報入手と検証によってリスクを低減することを目的としている。

しかし、調達原材料のトレーサビリティの確保が進み、より詳細な情報の収集を図る場合には、デュー・デリジェンスシステムのより初期段階の「(1) 情報収集」のツールとしての使用も可能である。企業の取組みレベルに合わせた、デュー・デリジェンスシステムのステップでの使用が望ましい。

## 原材料調達ワーキンググループ

### メンバー

#### <2012年度から2014年度終了までの参加企業>

アスクル株式会社	イオン株式会社
イオントップバリュ株式会社	花王株式会社
サラヤ株式会社	JSR株式会社
株式会社資生堂	清水建設株式会社
大日本印刷株式会社	株式会社竹中工務店
凸版印刷株式会社	日本生活協同組合連合会
パナソニック株式会社 エコソリューションズ社	ブラザー工業株式会社
三井住友海上火災保険株式会社	三菱製紙株式会社
株式会社リコー	株式会社LIXIL
株式会社インターリスク総研（アドバイザー）	

#### <2015年度の参加企業と参加者>

アスクル株式会社	亀井 一行
イオントップバリュ株式会社	岡村 幸代
花王株式会社	高久 恵美
サラヤ株式会社	横山 聡
株式会社資生堂	前田 真由子
凸版印刷株式会社	山田 久子
日本生活協同組合連合会	小野 光司
パナソニック株式会社 エコソリューションズ社	亀岡 浩幸、岩崎 智広
富士通株式会社	小野 貴之
ユニ・チャーム株式会社	時田 規弘
三井住友海上火災保険株式会社	秋葉 勝敏
三菱製紙株式会社	村瀬 明正
三菱地所株式会社	見立坂 大輔
株式会社リコー	司城 直子

### アドバイザー

株式会社レスポンスアビリティ	足立 直樹	
株式会社インターリスク総研	寺崎 康介	(50音順、敬称略)

#### 謝辞

本ガイドは、一般社団法人 企業と生物多様性イニシアティブ 原材料調達ワーキンググループにおける活動成果としてまとめたものです。

本ガイドを作成するにあたって、講演や意見交換等の機会で、多くの方々にご指導・ご助言いただきました。厚く御礼申し上げます。

※本ガイドの無断転載・複製はご遠慮下さい。  
※本ガイド記載のURLは2016年3月現在のものです。

一般社団法人 企業と生物多様性イニシアティブ(JBIB)

〒141-0021

東京都品川区上大崎1-1-4-102

(株式会社レスポンスアビリティ内)

Tel: 03-5422-7994, Fax: 03-6303-9798

E-mail: [info@jbib.org](mailto:info@jbib.org)

<http://www.jbib.org/>